

災害等扶助交付金の金額の決定及び通知並びに同交付金の交付について
(案)

四国電力送配電株式会社及び北陸電力送配電株式会社より受理した災害等扶助交付金の交付申請書に関して、業務規程第176条の13第1項の規定に基づき申請内容の精査を行った。これを踏まえ、同条第2項の規定に基づき交付金額を決定し、交付対象者へ決定通知書により通知するとともに、同規程第176条の14の規定に基づき交付する。

1. 交付申請者

- (1) 四国電力送配電株式会社
- (2) 北陸電力送配電株式会社

2. 申請件名 (案件番号)

- (1) (四国エリア) 2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用 (2025-01)
- (2) (北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用 (2025-02)

※(1)は四国電力送配電株式会社、(2)は北陸電力送配電株式会社からの申請
※上記件名は、申請事業者からの申請件名に基づく

3. 申請受理日 (案件番号)

- (1) 2025年 9月26日 (2025-01)
- (2) 2025年10月15日 (2025-02)

4. 交付金額 (案件番号)

(1)	170,750,000円 (2025-01)
(2)	133,500,000円 (2025-02)
計	304,250,000円

※別紙1の審査結果に基づく (自己負担1割を除いた額)

5. 申請事業者への決定通知書

別紙2及び別紙3の通り

6. 交付金の交付（支払い）

4. の交付金額については、災害等復旧費用の相互扶助運用要領3.（5）の規定に基づき、決裁日の翌月末日（2025年12月末）までに支払う。

以上

【添付資料】

別紙1：災害等扶助交付金の申請内容及び審査結果について

別紙2：災害等扶助交付金の申請に関する交付金決定通知について（（四国エリア）2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用（2025-01））

別紙3：災害等扶助交付金の申請に関する交付金決定通知について（（北陸エリア）2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用（2025-02））

<参考>業務規程（抜粋）

（災害等扶助交付金の金額の決定）

第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。

2 本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、交付対象者による1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。

（災害等扶助交付金の交付）

第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。

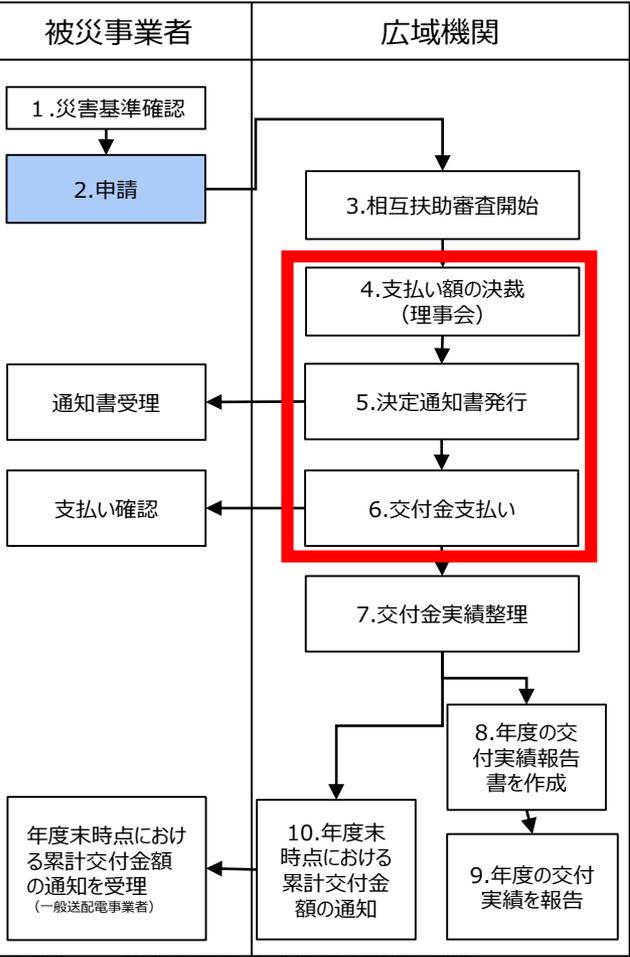
災害等扶助交付金の申請内容及び審査結果について

1. (四国エリア) 2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用
2. (北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用

1. 災害等扶助交付金の申請内容について

- 四国電力送配電(株)及び北陸電力送配電(株)より、計2件の災害等扶助交付金申請があった。(申請書類の不備等の有無を確認の上、四国電力送配電は9/26、北陸電力送配電は10/15付で受理)
- 事務局にて申請内容について審査を行った結果を以って、本理事会にて交付額を決定し、決定通知書により通知するとともに、同交付金の交付を行うこととしたい。

<申請交付に係る業務フロー>

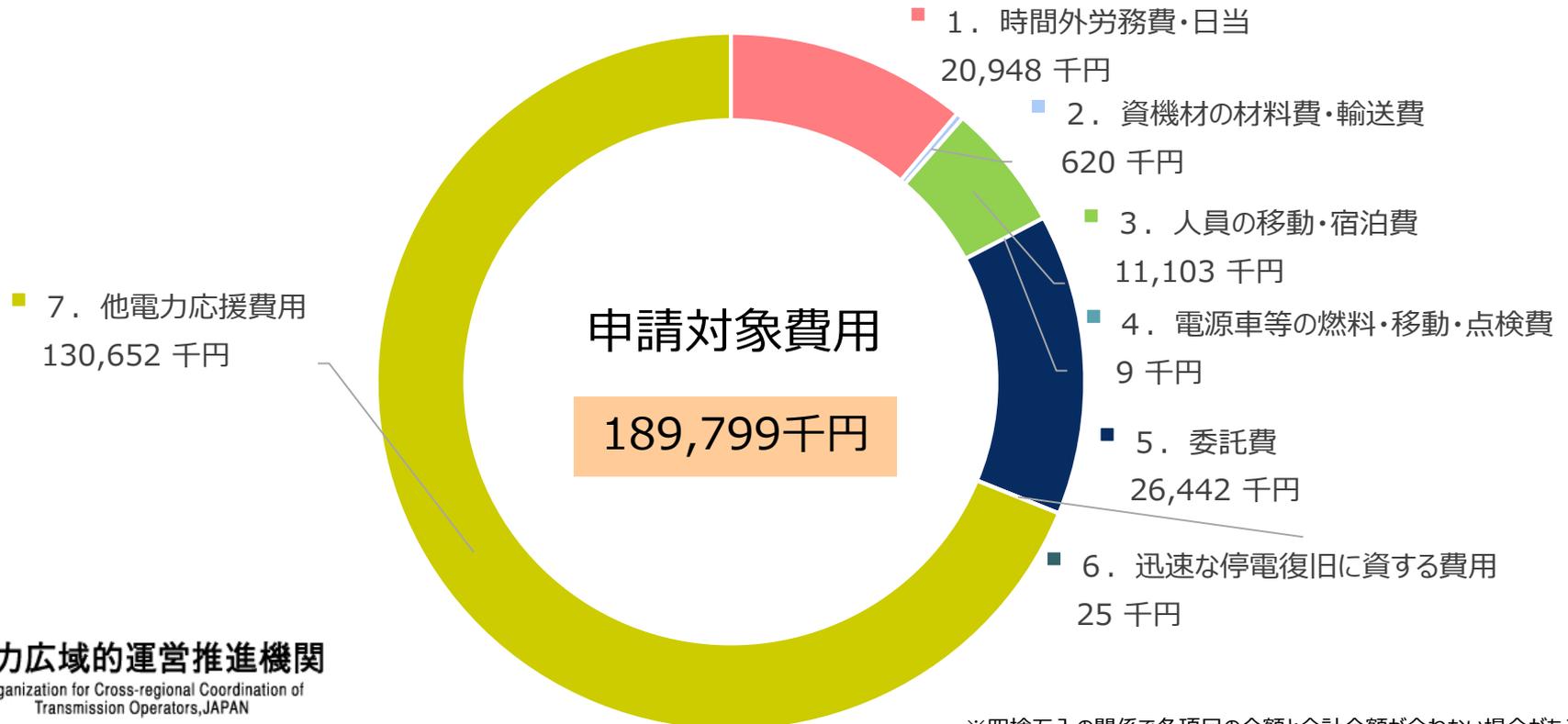


<今回申請内容>

件名 (エリア)	停電発生日 (下段：99%停電 復旧日)	該当する災害要件	最大停電 件数	申請額 (下段：申請対象 費用)
2025年3月 今治市 山林火災 (四国)	— (事前対応費用のみ)	【発災前】 ・国や電力広域機関から の要請	—	170,819,000円 (189,799,409円)
2024年9月 奥能登豪雨 (北陸) ※	2024/9/21 (2025/4/28)	【発災直後】 ・最大1時間降水量が 80mm以上を観測	約6,650戸	133,500,000円 (148,333,676円)
合計				304,319,000円 (338,133,085円)

※今後、追加申請の予定あり

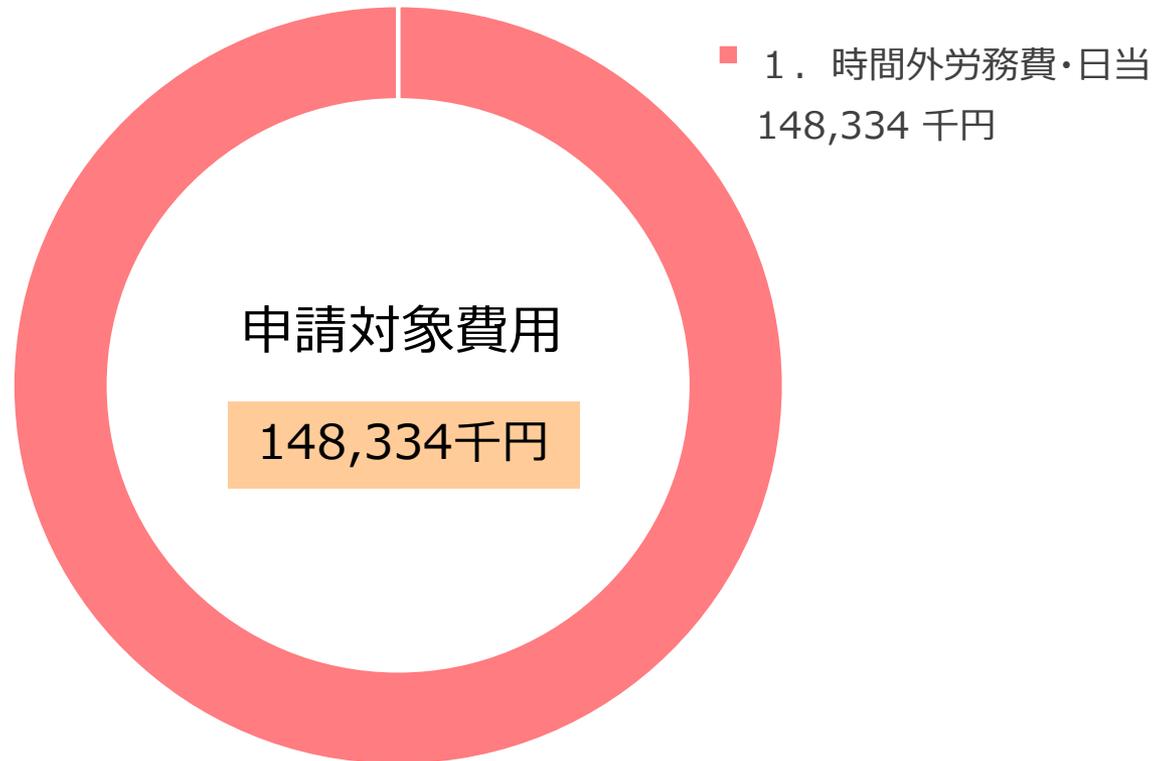
- **申請対象期間**は、国から他の一般送配電事業者への応援要請があった日（3/25）から他の一般送配電事業者の応援を解除した日（3/29）までの**5日間**であり、時間外労務費・日当の対象者として**延べ1,203名**が対応にあたった。
- 申請金額の約**7割**が**他電力応援費用**、約**3割**が**自社及び他電力の電源車による応急送電に備えた委託費、時間外労務費・日当、人員の移動・宿泊費**等であった。
- 他電力応援費用は、一般送配電事業者8社（東北電力NW、東京電力PG、中部電力PG、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力NW、九州電力送配電、沖縄電力）による応援費用であった。
- 委託費は、火災が送電線（今治線）へ延焼拡大し、広範囲の停電に至らないか等を確認するための巡視等のための費用であった。
- 審査の結果、**軽微な誤り（応援要請解除後の送配電設備の巡視・点検に係る委託費の申請）**のため、**76,800円の減額査定**を行った。



※四捨五入の関係で各項目の金額と合計金額が合わない場合がある。

- 本災害に係る災害等扶助交付金申請は、運用要領3(2)エの規定に基づき**追加申請**※を**予定**しており、今回は**初回申請**となる。
- **申請対象期間220日間**（2024/9/21～2025/4/28）のうち、**31日間（9/21～10/21）**の時間外労務費・日当の申請であり、対象者として**延べ4,740名**が対応にあたった。
- 委託費等その他の費用は、今後申請される予定。

※2024年4月に、災害について国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由があると認める場合には、追加申請の期限及び回数を限定しないものとする運用変更を実施。令和6年奥能登豪雨は、国が激甚災害として指定し、かつ令和6年能登半島地震の影響が残るなか同一地域で発生した複合的な災害となるため、当該運用変更を適用するもの。



2. 審査結果（総括）

- 審査の結果、「（北陸エリア）2024年9月奥能登豪雨」について、申請金額や証憑等に問題がないことを確認した一方、「（四国エリア）2025年3月今治市山林火災」について、76,800円を減額し、本申請案件に係る交付額は、合計**304,250,000円**で決定する。

	申請対象費用	審査結果		交付額 (審査の上決定)
		減額	承認額	
(四国エリア) 2025年3月 今治市山林火災	189,799,409円	76,800円	189,722,609円	170,750,000円
(北陸エリア)2024年9月 奥能登豪雨	148,333,676円	0円	148,333,676円	133,500,000円
合計	338,133,085円	76,800円	338,056,285円	304,250,000円

×
0.9
 (10%は自己負担)
 千円未満四捨五入

- 速やかに**交付額の決定通知書を発行し、交付対象者へ通知**する。
- 交付金については、運用要領3(5)の規定に基づき、**全額を理事会決議日の翌月末（2025年12月末）に支払う**。

	交付額 (今回決定)		理事会決議日の翌月末（2025年12月末） における支払い額
(四国エリア)2025年3月今治市山林火災	170,750,000円	⇒	170,750,000円
(北陸電力)2024年9月奥能登豪雨	133,500,000円	⇒	133,500,000円
		計	304,250,000円

[積立残高]

現行積立残高 (① + ② - ③)	6,027,139,000円
上記交付額支払い後の積立残高	5,722,889,000円

(参考)

①2025年度拠出総額	6,210,000,000円
②2024年度末時点拠出金残高	2,762,448,000円
③2025年度交付実績累計	2,945,309,000円

【補足資料】

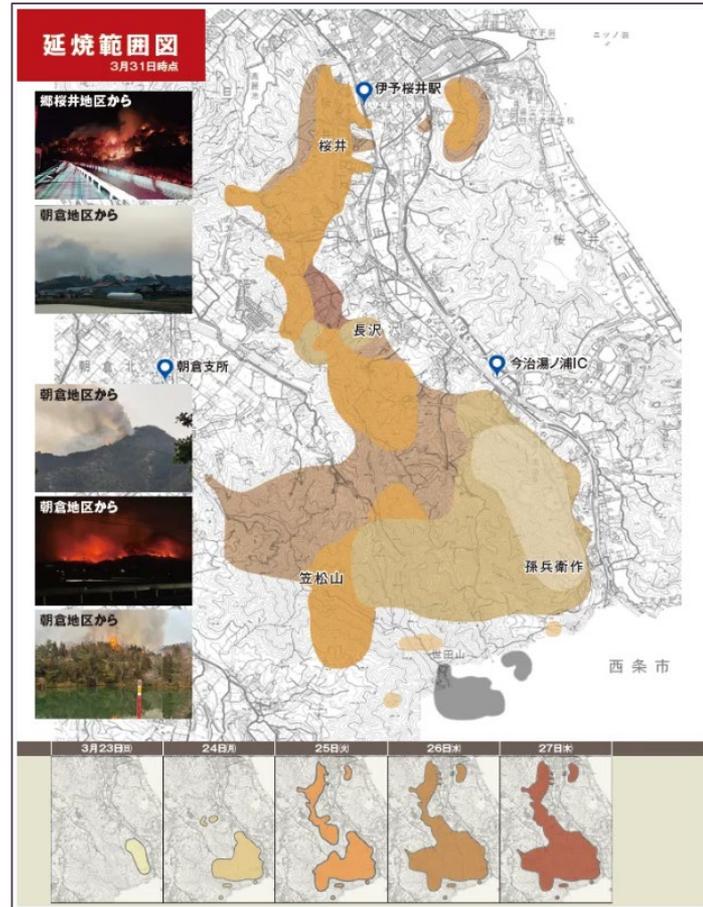
1. (四国エリア) 2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用
〈四国電力送配電株式会社〉

項目	内容												
1. 件名	(四国エリア) 2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用												
2. 災害要件	<p>(発災前) 2025年3月23日に発生した今治市山林火災において、3月25日に、経済産業省より、災害時連携計画に基づき他の一般送配電事業者に応援要請するよう指示があった。</p> <table border="1" data-bbox="349 319 1586 1011"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 319 490 376">判断 タイミング</th> <th data-bbox="490 319 1238 376">災害基準要件</th> <th data-bbox="1238 319 1586 376">具体的判断材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 376 490 544">発災前</td> <td data-bbox="490 376 1238 544"> <ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 </td> <td data-bbox="1238 376 1586 544"> <ul style="list-style-type: none"> - ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 544 490 805">発災直後</td> <td data-bbox="490 544 1238 805"> <ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(災害共通) 停電軒数(戸数) 10万以上 ・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速: 10分間平均風速の最大値 ・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合 ・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 </td> <td data-bbox="1238 544 1586 805"> <ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が公表する最大供給支障軒数 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 805 490 1011">事後</td> <td data-bbox="490 805 1238 1011"> <ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合 ・(災害共通) 相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要(kWh) × 1銭以上 <p>※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合</p> </td> <td data-bbox="1238 805 1586 1011"> <ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が申請する対象費用 ・当該災害発生年度における、「全国及び供給区域ごとの需要想定」の年間想定需要(使用端) ・国と協議(必要があれば国の審議会等でも審議)の上、理事会で決議 </td> </tr> </tbody> </table>	判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料	発災前	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> - ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(災害共通) 停電軒数(戸数) 10万以上 ・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速: 10分間平均風速の最大値 ・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合 ・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が公表する最大供給支障軒数 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 	事後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合 ・(災害共通) 相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要(kWh) × 1銭以上 <p>※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が申請する対象費用 ・当該災害発生年度における、「全国及び供給区域ごとの需要想定」の年間想定需要(使用端) ・国と協議(必要があれば国の審議会等でも審議)の上、理事会で決議
判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料											
発災前	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合 ・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> - ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 											
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合 ・(災害共通) 停電軒数(戸数) 10万以上 ・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速: 10分間平均風速の最大値 ・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合 ・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合 ・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が公表する最大供給支障軒数 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・気象庁データ他 ・書面、メール、電話等による要請 											
事後	<ul style="list-style-type: none"> ●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合 ・(災害共通) 相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要(kWh) × 1銭以上 <p>※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> - ・事業者が申請する対象費用 ・当該災害発生年度における、「全国及び供給区域ごとの需要想定」の年間想定需要(使用端) ・国と協議(必要があれば国の審議会等でも審議)の上、理事会で決議 											
3. 被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市山林火災の影響により、3月24日に桜井線の一部区間を保安停止し、今治地区への電力供給は今治線単独となった。3月25日に火災が拡大し、今治線近傍に延焼したため、今治地区の広範囲で停電となる可能性が発生した。 ・これに備え、四国各県の発電機車を今治地区に移動させるなどの対応を行うとともに、3月25日の経済産業省からの要請に基づき、他の一般送配電事業者が発電機車の応援を要請した。 ・3月28日に今治市より山林火災の延焼阻止宣言が発表され、今治地区における広範囲の停電は発生しなかった。これに伴い、3月29日に他の一般送配電事業者の応援を解除した。 												
4. 仮復旧終了日(扱い日)	2025年3月29日(土)(他の一般送配電事業者の応援を解除した日)												
5. 申請交付金額(自己負担一割を除いた額)	170,819,000円												

[参考] 対象となる申請案件の災害概要 ～ (四国エリア) 今治市山林火災の概要～ 9

- 2025/3/23(日)16:04 : 四国電力送配電にて、消防からの情報により今治市長沢の山林火災を認知
- 延焼面積 : 約481.6ha (今治市448ha、西条市33.6ha)
- 避難指示状況 : 3,056世帯 (5,988人)
- 今治市は3/28 (金) に「延焼阻止」を宣言後、3/31(月)に「鎮圧」を、4/14(月)に「鎮火」を宣言。

(出所) 第23回電気設備自然災害等対策ワーキンググループ (令和7年6月18日) 資料3-3



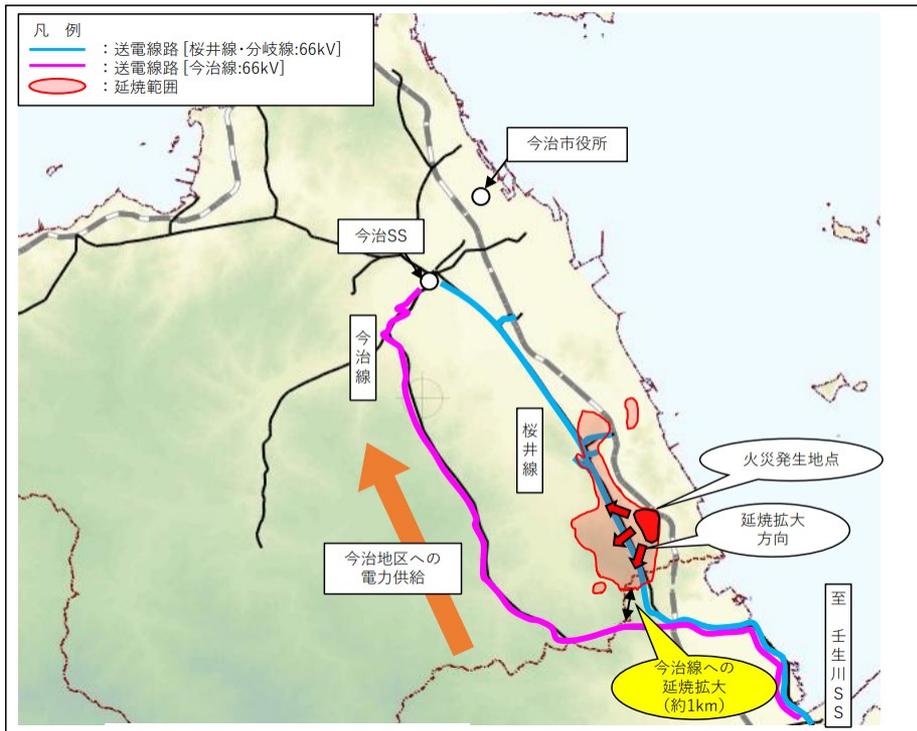
(出典) 今治市ウェブサイト掲載資料より一部抜粋

<https://www.city.imabari.ehime.jp/rinyakasai/shouka/siryo001.pdf>

- 今治市山林火災の影響により、3/24(月)に桜井線の一部区間を保安停止し、今治地区への電力供給は今治線単独となった。3/25(火)に火災が拡大し、今治線近傍に延焼したため、今治地区の広範囲で停電となる可能性が発生した。
- 同日、経済産業省より、災害時連携計画に基づき他の一般送配電事業者に応援要請するよう指示があった。
- 経済産業省との電話でのやりとりの確認や国の審議会資料等により、交付対象となる災害基準要件（（災害共通）国や広域機関から要請があった場合）を満たしていることを確認した。

【今治地区における電力供給への影響】

【四国電力送配電の主な動き】



○ 2025/3/24(月)

- 00:05 今治地区へ供給している桜井線と今治線の送電線 2 ルートのうち、桜井線方向への延焼拡大を受け、桜井線一部区間の保安停止に着手
- 03:08 延焼拡大の可能性が考えられる配電線を保安停電

○ 2025/3/25(火)

- 12:35 **桜井線2Lにて短絡事故が発生(供給支障発生)**。加えて、**今治線方向への延焼拡大により、今治地区全停の恐れが発生**。
- 13:27 桜井線2Lを再送電（送電線下延焼状況が小康し再送電）
- 17:30 経済産業省より、災害時連携計画に基づき他の一般送配電事業者に応援要請するよう指示を受領
- 17:45 **プレス発表「愛媛県今治市周辺での山林火災に伴う停電発生の可能性について」**

○ 2025/3/28(金)

- 20:15 今治市の「延焼阻止」宣言を受けて、**プレス発表「愛媛県今治市周辺での山林火災による停電発生の可能性の解消について」**

○ 2025/3/29(土)

- 09:00 **他の一般送配電事業者の高圧発電機車応援を解除**

(出典) 第23回電気設備自然災害等対策ワーキンググループ (令和7年6月18日) 資料3-3

【災害基準要件】
・国や電力広域機関
からの要請があった場合

今治地区における広範囲の停電は発生せず

3/25
国から他の一般送配電事業者への
応援要請の指示があった日

3/29
他の一般送配電事業者
の応援を解除した日

3/25～29
事前対応

時間外 日当	広範囲の停電に備えた高圧発電機車の据付・設置や事前準備等	
宿泊 旅費	広範囲の停電に備えた高圧発電機車の据付・設置や事前準備等に伴う宿泊費	
直接工事 (資機材)	該当なし	
委託費	仮/本 区分可	該当なし
	仮/本 区分不可	巡視、高圧発電機車の据付・接続、タンクローリー出動費等

- 時間外労務費の対象者として、延べ1,203名が対応にあたった。
- 対象期間は、国から他の一般送配電事業者への応援要請の指示があった日（3/25）から他の一般送配電事業者の応援を解除した日（3/29）までの5日間であった。
- 申請している作業内容が適切か、時間外単価が当該会社の各種規程に基づき適切に計算されているか、申請期間が対象期間を逸脱していないか等を審査し、問題がないことを確認した。

<①時間外労務費・日当の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
時間外労務費	19,243	19,243	0
深夜手当・その他手当	1,076	1,076	0
日当	630	630	0
計	20,949	20,949	0

※千円未満四捨五入

- 対象費用は、発電機車の給油用のドラム缶輸送費・ポータブル発電機輸送のためのレンタカー代・ガソリン代・高速代であった。
- 対象費用が、証憑と整合しているか、利用期間が妥当か等を審査し、問題がないことを確認した。

＜②資機材の材料費・輸送費の内訳＞

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
ドラム缶輸送費	475	475	0
レンタカー代 (ガソリン代含む)	136	136	0
高速代	8	8	0
計	619	619	0

※千円未満四捨五入

- 人員の移動費・宿泊費の対象期間は、国から他の一般送配電事業者への応援要請を行うよう指示があった日（3/25）から他の一般送配電事業者の応援を解除した日（3/29）までの5日間であった。
- 対象費用は、高速代・タクシー代・駐車場代及び宿泊費であった。
- 対象費用が、証憑及び当該会社の各種規程と整合しているか、利用期間が妥当か等を審査し、問題がないことを確認した。

<③人員の移動・宿泊費の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
宿泊費	10,586	10,586	0
移動費（高速代・タクシー代 他）	517	517	0
計	11,103	11,103	0

※千円未満四捨五入

- 対象費用は、他の一般送配電事業者の復旧拠点の電源供給に利用したポータブル発電機の燃料費であった。
- 対象費用が、証憑と整合しているか、利用期間が妥当か等を審査し、問題がないことを確認した。

<④電源車等の燃料・移動・点検費の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
ポータブル発電機の燃料費	9	9	0
計	9	9	0

※千円未満四捨五入

- 委託費は、火災が送電線（今治線）へ延焼拡大し、広範囲の停電に至らないか等を確認するための巡視・点検、送電線（今治線）が停止した場合に、速やかに発電機車から重要設備に電力を供給するための事前対応等の費用であった。
- 対象費用が、証憑と整合しているか、作業期間や内容が妥当かを審査した結果、軽微な誤り（応援要請解除後の送配電設備の巡視・点検に係る委託費の申請）があったため、76,800円の減額査定を行った。

<⑤委託費の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
巡視・点検費	17,673	17,596	77
タンクローリー出勤費	7,310	7,310	0
事前対応費	1,459	1,459	0
計	26,442	26,365	77

※千円未満四捨五入

- 対象費用は、広範囲の停電が発生した場合に使用する発電機車の燃料保管場所に、危険物保管に係る立入禁止用の区画を設けるためのロープやタープ、漏油防止用の養生シート等の購入費用であった。（利用後廃棄の旨確認）
- 対象費用が、証憑と整合しているか、利用期間が妥当か等を審査し、問題がないことを確認した。

<⑥迅速な停電復旧に資する費用の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
発電機車燃料の保管対策費	25	25	0
計	25	25	0

※千円未満四捨五入

- 応援事業者8社分の申請があった。
- 応援にかかった費用は、応援事業者からの請求額全額を承認することを前提に、応援内容や証憑等を審査し、問題がないことを確認した。

<⑦他電力応援費用の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
東北電力NW	22,664	22,664	0
東京電力PG	22,585	22,585	0
中部電力PG	26,173	26,173	0
北陸電力送配電	10,011	10,011	0
関西電力送配電	9,656	9,656	0
中国電力NW	12,505	12,505	0
九州電力送配電	26,406	26,406	0
沖縄電力	651	651	0
計	130,652	130,652	0

- 四国電力送配電は、広範囲の停電に備え、高圧発電機車による応急送電のため、「災害時連携計画」に基づき、3/25に他の一般送配電事業者へ応援を要請。
- 平時からの共同訓練等の事前準備により、他一般送配電会社との応援調整が円滑に進み、翌26日より、順次応援事業者の高圧発電機車が今治地区に到着（四国電力送配電・応援事業者計で最大110台）。四国電力送配電にて、各発電機車の供給先や配置、給油、運転ローテーション等の計画を綿密に策定し、万一の停電への備えを実施。
- 懸命な消火活動の結果、送電線（今治線）は停止に至ることは無かった（発電機車の稼働無し）。

【高圧発電機車による仮送電の対応状況】

	要員 ()は四国本社へのリエゾン再掲	高圧 発電機車	高所作業車	その他車両
北海道	-	-	-	-
東北	67名(0名)	8台	5台	16台
東京	91名(5名)	10台	5台	5台
中部	139名(3名)	15台	15台	19台
北陸	44名(0名)	8台	5台	9台
関西	67名(0名)	15台	6台	10台
中国	75名(2名)	10台	9台	22台
九州	120名(1名)	20台	10台	28台
沖縄	3名(3名)	0台	0台	0台
四国	402名	24台	6台	53台
10社計	1,008名(14名)	110台	61台	162台

注1：要員及び各車両数は入替含む延べ数

注2：四国は、高圧発電機車対応要員のみ数

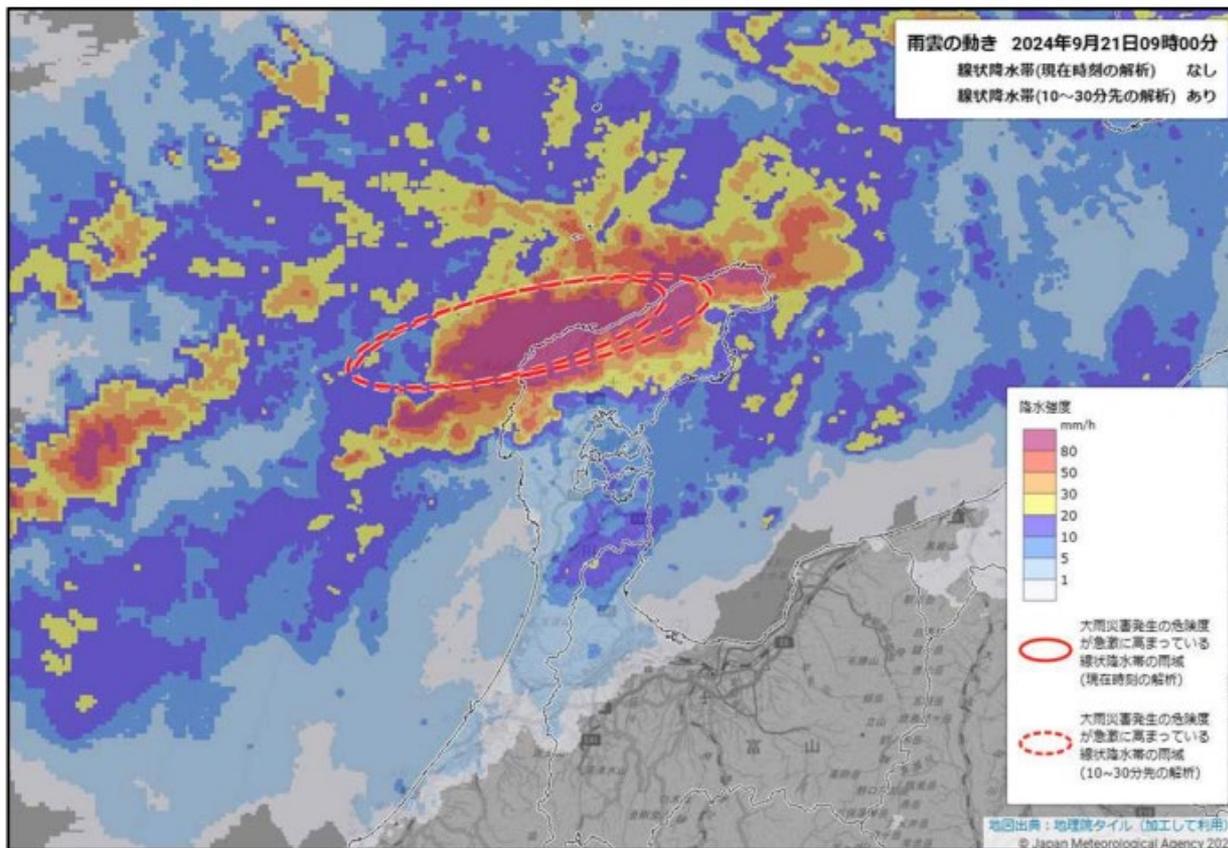


(出典) 第23回電気設備自然災害等対策ワーキンググループ (令和7年6月18日) 資料3-3

2. (北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用 〈北陸電力送配電株式会社〉

項目	内容																									
1. 件名	(北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用																									
2. 災害要件	<p>(発災直後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年9月21日(土)、石川県能登半島付近にて線状降水帯が発生し、9時22分までに、輪島で最大1時間降水量121.0mmを観測した。 <table border="1" data-bbox="523 411 1879 946"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 411 678 468">判断 タイミング</th> <th data-bbox="678 411 1499 468">災害基準要件</th> <th data-bbox="1499 411 1879 468">具体的判断材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 468 678 654" rowspan="4">発災前</td> <td data-bbox="678 468 1499 511">●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合</td> <td data-bbox="1499 468 1879 511">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 511 1499 568">・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合</td> <td data-bbox="1499 511 1879 568">・気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 568 1499 611">・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合</td> <td data-bbox="1499 568 1879 611">・気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 611 1499 654">・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合</td> <td data-bbox="1499 611 1879 654">・書面、メール、電話等による要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 654 678 946" rowspan="5">発災直後</td> <td data-bbox="678 654 1499 696">●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合</td> <td data-bbox="1499 654 1879 696">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 696 1499 739">・(災害共通) 停電軒数(戸数)10万以上</td> <td data-bbox="1499 696 1879 739">・事業者が公表する最大供給支障軒数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 739 1499 811">・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上を観測された場合 *最大風速:10分間平均風速の最大値</td> <td data-bbox="1499 739 1879 811">・気象庁データ他</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td data-bbox="678 811 1499 868">・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合</td> <td data-bbox="1499 811 1879 868">・気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 868 1499 911">・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合</td> <td data-bbox="1499 868 1879 911">・気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 911 1499 946">・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合</td> <td data-bbox="1499 911 1879 946">・書面、メール、電話等による要請</td> </tr> </tbody> </table>	判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料	発災前	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	-	・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合	・気象庁データ他	・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合	・気象庁データ他	・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請	発災直後	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	-	・(災害共通) 停電軒数(戸数)10万以上	・事業者が公表する最大供給支障軒数	・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上を観測された場合 *最大風速:10分間平均風速の最大値	・気象庁データ他	・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合	・気象庁データ他	・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合	・気象庁データ他	・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請
判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料																								
発災前	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	-																								
	・(台風) 非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合	・気象庁データ他																								
	・(災害共通) 大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合	・気象庁データ他																								
	・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請																								
発災直後	●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合	-																								
	・(災害共通) 停電軒数(戸数)10万以上	・事業者が公表する最大供給支障軒数																								
	・(台風・豪雨) 最大風速*40m/s以上を観測された場合 *最大風速:10分間平均風速の最大値	・気象庁データ他																								
	・(台風・豪雨) 最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合	・気象庁データ他																								
	・(地震) 最大震度6弱以上を観測した場合	・気象庁データ他																								
・(災害共通) 国や電力広域機関からの要請があった場合	・書面、メール、電話等による要請																									
3. 被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・停電発生日時 : 2024年9月21日(土) 8時31分 ・最大停電日時、戸数 : 2024年9月21日(土) 16時、約6,650戸 ・損害設備状況 : (配電設備) 電柱折損、倒壊、傾斜254本、高圧線の断混線398箇所 ・主な停電の原因 : 土砂崩れにより、電柱の折損や倒壊、傾斜、高圧線の断混線が発生 																									
4. 仮復旧終了日(扱い日)	2025年4月28日(月) 17時																									
5. 申請交付金額 (自己負担一割を除いた額)	133,500,000円																									

- 9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。



雨雲の動き (2024年9月21日09時00分)

- 北陸電力送配電管内において、交付対象となる災害基準要件（（台風・豪雨）最大1時間降水量が80mm以上を観測した場合）を満たしていることを確認した。

(10) 気象官署と地域気象観測所の極値更新状況（10月1日現在）

◇気象官署（金沢・輪島）の統計開始以来および9月としての更新

統計開始以来

（要素は降水量のみ掲載）

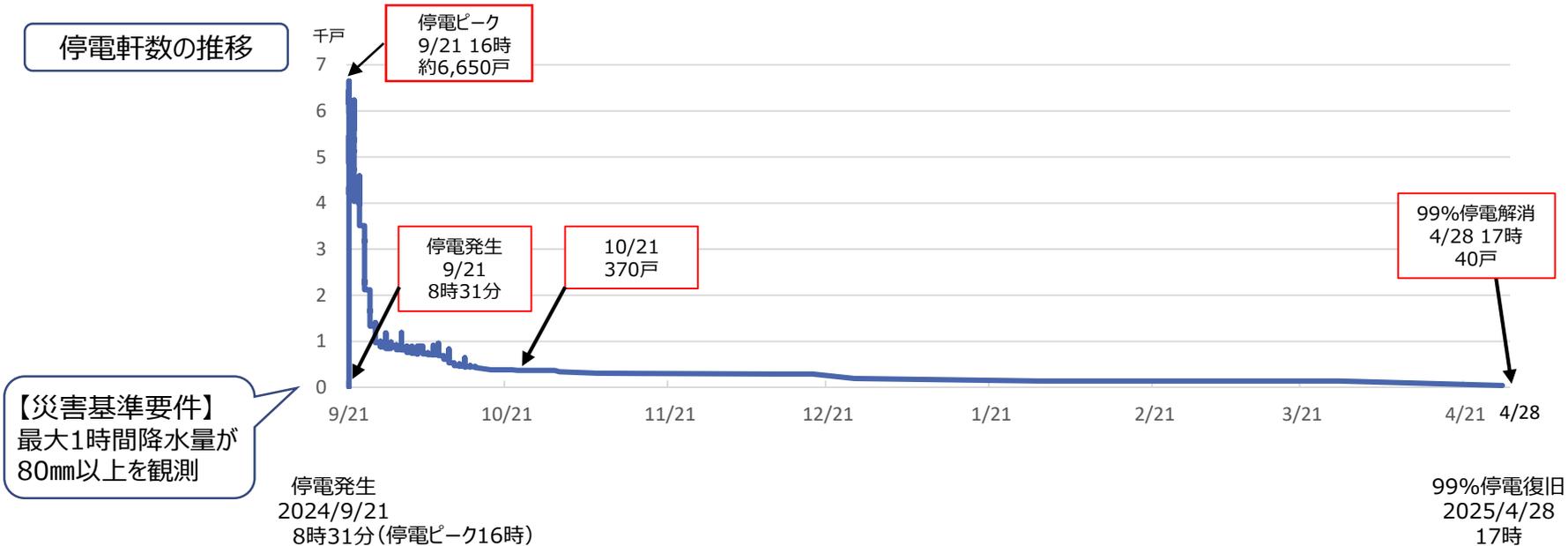
気象官署	要素	順位			統計期間
		1位	2位	3位	
輪島	日最大10分間降水量 (mm)	26.0 2024年9月21日	24.9 1967年8月24日	23.5 2006年7月15日	1930年1月～ 2024年9月
輪島	日最大1時間降水量 (mm)	121.0 2024年9月21日	73.7 1936年9月15日	73.5 2013年8月30日	1929年9月～ 2024年9月
輪島	日降水量 (mm)	361.5 2024年9月21日	218.8 1966年7月12日	212.0 2005年6月28日	1929年5月～ 2024年9月
輪島	月降水量の多い方から (mm)	739.5 2024年9月	660.5 1989年9月	549.0 2014年12月	1929年5月～ 2024年9月
輪島	月最大24時間降水量 (mm)	412.0 2024年9月21日	260.5 1968年8月29日	220.4 1966年7月12日	1929年9月～ 2024年9月

9月として

気象官署	要素	順位			統計期間
		1位	2位	3位	
輪島	日最大10分間降水量 (mm)	26.0 2024年9月21日	22.2 1945年9月7日	21.7 1936年9月15日	1930年9月～ 2024年9月
輪島	日最大1時間降水量 (mm)	121.0 2024年9月21日	73.7 1936年9月15日	70.0 1964年9月19日	1929年9月～ 2024年9月
輪島	日降水量 (mm)	361.5 2024年9月21日	157.0 2011年9月20日	155.5 1998年9月22日	1929年9月～ 2024年9月

（出典）気象庁ウェブサイト掲載資料より一部抜粋

https://www.data.jma.go.jp/kanazawa/shosai/tmp/20240921_sokuhou.pdf



時間外 日当	該当なし	奥能登豪雨に 伴う仮復旧作業	今後追加申請予定
宿泊 旅費	該当なし		今後追加申請予定
直接工事 (資機材)	該当なし		今後追加申請予定
委託費	仮/本 区分可	該当なし	今後追加申請予定
	仮/本 区分不可	該当なし	今後追加申請予定

[参考] 審査結果 ①時間外労務費・手当

- 時間外労務費・手当の対象者として、延べ4,740名が対応にあたった。
- 対象期間は、9/21～10/21までの31日間であった。
- 申請している作業内容が適切か、時間外単価が当該会社の各種規程に基づき適切に計算されているか、申請期間が対象期間を逸脱していないか等を審査し、問題がないことを確認した。

<①時間外労務費・手当の内訳>

単位：千円

項目	申請対象費用	審査額	差異
時間外労務費	81,683	81,683	0
深夜手当・その他手当	66,650	66,650	0
計	148,333	148,333	0

※千円未満四捨五入

(別紙2)

広域総第2025-163号

2025年11月26日

四国電力送配電株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
高畑 浩二 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

災害等扶助交付金の申請に関する交付金決定通知について

2025年9月26日付で受理致しました「(四国エリア)2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用」に関する災害等扶助交付金の申請について、業務規程第176条の13第1項の規定に基づき、申請内容の精査を行い、業務規程第176条の13第2項の規定に基づき、下記の通り交付金額を決定致しましたので通知致します。

記

1. 件名 (案件番号)

(四国エリア)2025年3月今治市山林火災による被害に対する仮復旧費用(2025-01)

2. 交付金額

170,750,000円

3. 交付決定日

2025年11月26日

4. 交付金支払い日

2025年12月25日

以上

(別紙3)

広域総第2025-164号

2025年11月26日

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長

棚田 一也 殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

災害等扶助交付金の申請に関する交付金決定通知について

2025年10月15日付で受理致しました「(北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する仮復旧費用」に関する災害等扶助交付金の申請について、業務規程第176条の13第1項の規定に基づき、申請内容の精査を行い、業務規程第176条の13第2項の規定に基づき、下記の通り交付金額を決定致しましたので通知致します。

記

1. 件名 (案件番号)

(北陸エリア) 2024年9月奥能登豪雨による被害に対する
仮復旧費用 (2025-02)

2. 交付金額

133,500,000円

3. 交付決定日

2025年11月26日

4. 交付金支払い日

2025年12月25日

以上